

潟上市審議会等の委員の公募に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の委員の公募に当たり準拠すべき基本的な事項を定めることにより、多様な人材の登用及び審議会等の透明かつ公正な運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市民参加による市政の推進に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関および市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として本市に設置された審議、審査又は調査等を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）とする。

(公募の基準)

第3条 審議会等の委員を選任し、又は決定するときは、審議会等の設置目的や審議事項等の特性に応じて、委員の一部又は全部を公募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められているもの
- (2) 委員に対し、高度に専門的な知識や能力等が要求されるもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) その他審議内容により委員を公募することがなじまないもの

(公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、審議会等の委員定数のうち、公募委員の占める割合が2割以上となるよう努めるものとする。

2 委員の男女の比率は、公募による女性委員を含め審議会等の委員定数に対する女性委員の割合が3割以上となるよう、審議会等の委員の全体構成比の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募委員に申し込むことができる者は、審議会等の設置目的等を考慮し、応募締切日現在で18歳以上又は20歳以上の者とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 国又は地方公共団体の議員及び職員でないこと。
- (3) 他の審議会等の委員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

(公募の方法)

第6条 審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市の広報紙及びホームページへの掲載等を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 公募委員の人数

- (3) 選任の時期及び任期
 - (4) 報酬の有無
 - (5) 申込方法及び申込期限
 - (6) 選考方法
 - (7) 問い合わせ先
 - (8) その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定により募集の周知を行う場合は、原則として2週間以上の周知期間を設けなければならない。

(応募方法)

第7条 公募委員への応募は次に掲げる事項を記載した書類等(以下「応募書類」という。)を提出しなければならない。

- (1) 応募する審議会等の名称
 - (2) 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び電話番号
 - (3) 活動経験(ボランティア、各種団体等での活動内容等)
 - (4) 他の審議会等の委員の経験がある場合は、その名称及び任期
 - (5) 応募理由(必要に応じて小論文)
 - (6) その他必要と認められる事項
- 2 応募書類の提出方法は持参、郵送、ファクシミリ、電子メールとする。
- 3 提出を受けた応募書類は、返還しないものとする。

(選考の方法)

第8条 公募委員の選考は、応募書類による書類選考等により行うものとする。

- 2 前項の規定による公募委員の選考に当たっては、審議会等の所管部課長が1次選考を、市長又は教育長が最終選考を、公正かつ適正に行うものとする。
- 3 前項の選考に当たっての審査基準は必要に応じて、審議会等を所管する課等が定めるものとする。
- 4 選考の結果については、選考後、速やかに当該応募者に通知するものとする。

(特例)

第9条 審議会等の委員の公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないでその満たない人数の委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに応募者が募集人数に満たなかったとき。
 - (2) 前条の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。
- (その他)

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成25年1月1日から施行する。